

平成24年第1回玉城町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成24年 3月 7日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成24年 3月 7日

4. 応召議員

1番 中西友子君

2番 北 守君

3番 坪井信義君

4番 北川雅紀君

5番 中瀬信之君

6番 山口和宏君

7番 奥川直人君

8番 山本静一君

9番 前川隆夫君

10番 川西元行君

11番 風口尚君

12番 小林豊君

13番 小林一則君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 13名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻村修一君 副町長 中郷 徹君

教 育 長 山口典郎君 会計管理者 前田浩三君

総務課長 大南友敬君 税務住民課長 田畑良和君

生活福祉課長 林 裕紀君 建設課長 松田幸一君

上下水道課長 東 博明君 病院老健事務局長 小林一雄君

教育事務局長 中西元君 総務担当課長補佐 田村 優君

産業振興課長 田間宏紀君 政策財政担当課長補佐 中村元紀君

教育委員長 加藤禎一君 監査委員 中西正光君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠君 同書記 宮本尚美君

同書記 内山治久君

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 諸報告

第 4. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 第 5. 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について)
- 第 6. 議案第 2 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7. 議案第 3 号 玉城町印鑑条例の一部改正について
- 第 8. 議案第 4 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 9. 議案第 5 号 町税条例の一部改正について
- 第 10. 議案第 6 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 11. 議案第 7 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 12. 議案第 8 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 13. 議案第 9 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 14. 議案第 10 号 玉城町介護保険条例の一部改正について
- 第 15. 議案第 11 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 16. 議案第 12 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 17. 議案第 13 号 玉城町授産施設の設置に関する条例の廃止について
- 第 18. 議案第 14 号 三重州市町職員退職手当組合の解散に関する協議について
- 第 19. 議案第 15 号 三重州市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 第 20. 議案第 16 号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について
- 第 21. 議案第 17 号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 第 22. 議案第 18 号 三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 23. 議案第 19 号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議について
- 第 24. 議案第 20 号 わたらい老人福祉施設組合規約の一部変更について

- 第25. 議案第21号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第5号)
- 第26. 議案第22号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第27. 議案第23号 平成23年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)
- 第28. 議案第24号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第29. 議案第25号 平成23年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第30. 議案第26号 平成23年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第31. 議案第27号 平成23年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)
- 第32. 議案第28号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第33. 議案第29号 平成23年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)
- 第34. 議案第30号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第35. 議案第31号 平成24年度玉城町一般会計予算
- 第36. 議案第32号 平成24年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第37. 議案第33号 平成24年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第38. 議案第34号 平成24年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第39. 議案第35号 平成24年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
- 第40. 議案第36号 平成24年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第41. 議案第37号 平成24年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第42. 議案第38号 平成24年度玉城町病院事業会計予算
- 第43. 議案第39号 平成24年度玉城町水道事業会計予算
- 第44. 議案第40号 平成24年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
- 第45. 議案第41号 平成24年度玉城町下水道事業会計予算

開議の宣告

(午前9時00分開議)

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。

よって、平成24年第1回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

定例会召集の挨拶

○町長（辻村修一）平成24年第1回の玉城町議会定例会開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。新年度に臨みます私の初心の一端も併せて申し上げ、議員のみな様のご賛同、住民のみなさん方の今後の町政へのご協力をお願いを申し上げたいと思っております。

議員のみな様には平素から町政推進に格別のご指導ご鞭撻を賜っておりますこと心からお礼を申し上げる次第であります。おかげさまで平成23年度事業に関しましてもほぼ予定どおり執行をさせていただいているところであります。

また、先般の防災訓練では大変寒い中でありましたが議員のみなさんも率先してこの訓練にご参加を賜りました。平素から町の取組みに積極的にご参加をいただき重ねてお礼を申し上げる次第でございます。なにとぞ宜しくお願い申し上げます。昨年は未曾有の東日本大震災が発生いたしました。また9月には台風12号がこの地方を通過いたしました。特に三重県南部におきましては、大きな被害が発生をいたしました。自然災害の多い年でもございました。そんな中東日本大震災におきましては被災地に対しまして町民のみなさんからも沢山の義援金や支援物資を寄せていただきました。大変なご支援をいただきましたことに敬意を表する次第でございます。町といたしましても大規模な災害発生に備えての対策が重要課題であると認識をしております。先般の訓練を更にそれぞれの地域におきまして、実施をしていただく取組みに力を入れてまいりたいと考えております。さて、国におきましては、ご案内のように国の財政再建という考え方、将来の超高齢化の対応に備えて社会保障と税の一体改革の大綱が示されております。また、消費税率の引き上げ法案の議論が今されているところでございます。経済情勢、世界の経済危機、超円高の状況が

ございまして大変深刻な状況に落ちいっておりますし、また、雇用情勢も厳しいなかで特に地方の疲弊、衰退が深刻化している現状であります。町を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますけれども、今後におきまして町民のみなさんとともに住みよい玉城町づくりに全力を注いでいかなければならんと考えておる次第であります。平成24年度は第5次玉城町総合計画の2年次にあたります。誰もが安心して元気に暮らせる町づくりを進めるためにさまざまな施策を推進し、目標の実現に向けて全力を挙げて取り組みたいと考えております。ひとつは安全安心のまちづくり、このために玉城町庁舎の耐震診断を実施をさせていただきました結果から、耐震補強工事を実施をしたい。更に防災対策あるいはその他の対策の為の支援を要する皆様方の台帳の整理、或いは事業課の部分での修繕、或いは木造住宅耐震化の推進、更に防災訓練の実施、防災行政無線機器の更新、或いは県が統一して実施をいたします防災行政無線機整備負担金などの費用、

更に地域の町民のみなさん方の医療の安心の面からの玉城病院医師確保のための病院事業会計への繰出し。住民生活に光をそそぐ交付金を受けましての特に子育ての支援からのスクールカウンセラーの配置に取り組みたいと考える次第です。二つ目は元気に暮らせる町づくりのために健康づくりに力を入れていかなければならんと考えております。町民のみなさん方の健康の調査、そして元気バス運行によりますところの外出をしていただく支援、或いは健康しあわせ委員さんによる健康づくりの活動を盛り上げていただきまして30歳代健診の実施など特に玉城町の抱える医療費の増高の中身は60代からの医療費が一気に増高している。それは若い間からの特に日常の健康管理ということで、その年代に支障が発生しているという分析からも予防医療に力を入れていきたいと考える次第です。3つ目は活力ある町づくりの為に賑わいのあるまちづくりの促進事業や玉城町の魅力を発掘発信をしたいと考えております。町の基幹産業であります農業振興に対しましても県営事業を始めとする基盤整備、そしてソフト事業の地産地消。或いは食糧需給率向上対策事業の助成などの支援をしていきたいと考えております。4つ目は地球温暖化防止の一貫といたしまして防犯灯のLED化をはじめ、平成23年度に引き続きまして保育所への太陽光発電設備設置や家庭用太陽光発電システム設置に対する助成をさせていただき、ゴミの減量化、リサイクル推進をさせていただきたいと考えております。また、文化資源の活用におきましては田丸城址整備計画を更に見直しを致しまして城山整備を進めていきたいと考えております。以上概要でありますけど、平成24年度における町政運営の基本的な考え方と取組みにつきまして申し上げます。引き続き社会情勢厳しい中であります。そうした経過を十分に対応しながら町民のみなさんとともに共同のまちづくりに全力を注いでいきたいと考えております。議員のみなさんの一層のご理解とご努力をお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶、そして本定例会、提案をさせていただきますそれぞれの議案につきましてご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 北川 雅紀君 5番 中瀬 信之君

の2名を指名いたします。

会期の決定

○議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から3月21日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月21日までの15日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

諸報告

○議長（風口 尚）次に、日程第3 諸報告を致します。

報告第1号 監査委員から平成23年11月分、ないし、平成24年1月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布いたしておきましたから、ご了承願います。

次に、国土交通省三重河川国道事務所内にある国土交通労働組合 東海建設支部 三重分会分会長より、「住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」の提出がありましたので、写しをお手許に配布しておきましたから、併せてご了承願います。以上で、諸報告を終わります。

議案審議

○議長（風口 尚）次に日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権に関する課題が複雑化し年々住民のニーズは多様化しております。人権意識は普及してまいりましたが、今なお自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

今回、本町の人権擁護委員の伊藤正明氏が任期満了となりますが、人格、識見共に適任と考え、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

補足は省略させていただきます。よろしくご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。お諮り致します。

本案については、推薦することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決しました。

○議長（風口 尚）次に 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。町長より 提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第1号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、三重県市町公平委員会の代表団体を三重県市町退職手当組合から三重県自

治会館組合に変更するにあたり、変更後の代表団体である三重県自治会館組合の2月議会において、新たに公平委員を選任する必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により1月24日に専決処分をいたしました。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬）議案第1号 専決処分の承認を求めるにつきまして補足の説明を申し上げます。この専決処分につきましては、後刻提案申し上げます議案題14号並びに議案題15号、16号及び18号に合い関連致しますのでどうぞ宜しくお願いを申し上げます。先の議員懇談会におきましてもご報告申し上げましたが、電波法の改正に依りまして平成28年5月31日を期限と致しまして、消防救急無線のデジタル化が義務付けられました。このことから三重県では平成18年度に消防救急無線デジタル化広域計画を策定いたしまして、対応を協議してきたところでございます。平成22年度に至りまして、県域で整備を図ることといたしまして、県と市町で消防救急デジタル化無線に関する基本協定を締結しております。平成23年度には実施設計がなされました。これを平成24年度から26年度におきまして整備をするための事務を県下全域市町で構成いたします自治会館組合に委託することにいたしております。この自治会館組合の名称変更、組織の改変、所掌事務等規約を改正する必要が生じました。このことにつきまして本議案であります三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に係る協議を専決させていただきます。これまで三重県市町公平委員会共同設置規約におきまして執務場所構成市町村の関係から三重県市町職員退職手当組合といたしておりました。これを先ほど申し上げました消防救急無線デジタル化を進めるについて三重県市町職員退職手当組合については県内市全町が加入しているものではありませんので、これを解散し関係事務を県内全市町で加入いたします三重県自治会館組合に委託することの改正について専決処分をいたしましたものでございます。

先に申し上げましたように関連する議案につきましてもご了承賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第1号についての質疑を行います。

御発言は、ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で 討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決する事に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長(風口 尚) 次に、日程第6 議案第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) 議案第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行に伴い、関係する条例について所要の整理を行う必要が生じたため、制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

○議長(風口 尚) 総務課長 大南友敬君

○総務課長(大南友敬) 議案第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この条例につきましては、第2次の地域主権一括法の成立に伴い本条例を整理しようとするものでございまして、その内容をご説明申し上げます。議案書をお開きいただきます。第1条でございます。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の附則が改正され財産の交換譲与、無償貸与等につきまして国もその対象にはいるものとしたものでございます。

第2条でございます。玉城町公民館設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

社会教育法第30条の改正に依りまして公民館運営審議会委員の委嘱に関する基準を条例で定める必要が生じたことから改正をするものでございます。第3条の玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正につきましては土地改良法の改正に依りまして項ずれが生じましたことから必要な改正を行うものでございます。第4条でございます。玉城町町営住宅管理条例の一部改正でございます。このことにつきましては公営住宅法の改正に伴いまして、入居の資格について同条例第6条に第2項及び第3項を加えましたことと、項ずれ並びに字句の修正をいたしましたものでございます。なお、この条例制定にかかります条例の新旧対照表でございますが、議案補足資料の2ページから6ページに掲げておりますのでご高覧いただきますようお願い申し上げます。この本議案につつま

しては、制定でございますが内容につきましては、それぞれの一部改正となっておりますので宜しくお願いを申し上げます。なお、この条例につきまして交付の日から施行するものでございますが、第2条及び第4条の規定につきましては平成24年4月1日といたしております。以上補足説明でございます。宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第7 議案第3号 玉城町印鑑条例の一部改正について乃至、日程第16 議案 第12号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第3号 玉城町印鑑条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象になったことにより、印鑑の登録等に係る規定等について整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

次に、議案第4号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、障害者自立支援法が改正され、関連する本条例について所要の改正と、あわせて字句の整備を行うものであります。なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第5号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、町たばこ税の税率の改正、個人町民税の雑損控除に係る改正及び個人町民税の均等割の税率の特例について規定するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

次に、議案第6号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録票に係る規定を削除するため、改正を行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第7号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案

理由を申し上げます。

今回の改正は、平成24年9月1日より三重県の乳幼児医療費助成制度の対象者が小学校6年生まで拡大されることに伴う所要の改正と、あわせて字句の整備を行うものがあります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第8号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、下外城田小学校の校舎内に新設される放課後児童クラブの名称を「つづじが丘児童クラブ」とし、位置及び定員を定めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、外国人登録法の廃止に伴う改正と、あわせて字句の整備を行うものがあります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

介護保険の第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画に基づく保険給付に要する費用等に照らし、財政の均衡を保つよう条例で定めることとなっていることから、平成24年度から平成26年度までの3年を1期とした保険料を定め、平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第11号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

宮川流域下水道の幹線工事の完成の予定が本年10月末となっておりますが、玉城第1処理分区である富岡地区については、接続点が伊勢市上地町地内にあり、本年3月末に工事が完了し、使用が可能となる見込みであります。

このため、当該地区の供用を開始すべく、今回、排水区域をフレックス区域から農業集落排水事業を除く町内全域に拡大すると合わせて、水質基準についても下水道法等を準用していたのを明確に表示するものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第12号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案

理由を申し上げます。

今回の改正は、議案第3号と同様、障害者自立支援法が改正され、関連する本条例について所要の改正と、あわせて字句の整備を行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

以上、条例改正11件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます

○議長（風口 尚） 税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和） それでは税務住民課が所管いたします2議案につきまして補足説明を申し上げます。

まず議案3号から申し上げます。議案第3号 玉城町印鑑条例の一部改正についてでございます。本年、7月9日に外国人登録法が廃止をされます。これに伴いまして、外国人登録及び外国人登録原票にかかる規定を削除するとともに住民基本台帳の一部改正に伴い外国人住民が住民基本台帳法の適用対象になることに伴い印鑑の登録にかかる規定等に係る整備を行うため条例を改正しようとするものです。施行期日は平成24年7月9日としています。補足資料の新旧対照表P7、P8をご覧ください。

まず、第2条の印鑑の登録資格です。外国人登録法が廃止され、外国人住民の方も住民票に記載されることとなるため、改正を行います。

第4条の印鑑の登録につきましては字句の整備と外国人登録証明書の字句を削ります。第6条登録印鑑につきましては、廃止外国人登録法による字句を削ります。そして登録のできる印鑑、できない印鑑のことについて規定いたします。

第7条 登録事項、第12条の印鑑登録証明書につきましては、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民にかかる追加規定を行います。

第15条印鑑の登録の抹消につきましては字句の整備と外国人住民に係る追加規定を行います。附則につきましては施行期日及び経過措置について規定をしています。以上が玉城町印鑑条例の一部改正でございます。続きまして議案第5号町税条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。改正の内容といたしましては地方税法の一部改正に伴い町たばこ税の税率改正、個人町民税の雑損控除に係る改正及び個人町民税の均等割りの税率の特例について規定をするものでございます。補足資料のP11、P12をご覧ください。まず、71条の固定資産税の減免でございます。字句の整備を行います。

次に95条のたばこ税の税率につきましては都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することに伴う町たばこ税率の改正です。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る所得税法等の一部を改正する法律による法人税法の改正に依りまして、都道府県たばこ税と市町村たばこ税との間で税率を調整することで都道府県と市町村の増減収の調整が行われるものでございます。

町たばこ税と県たばこ税の内容が変更になるだけでございますので納税者には影響はございません。税率は千本につきまして4,618円から5,262円に改めます。次に第139条の3、特別土地保有税の税率におきましては字句の整備を行います。次に附則第9条、

分離課税に係る所得割の額の特例等につきましては退職所得課税の改正で町県民税の退職所得については他の所得と区分して源泉分離課税されておりますが、これに係る現行制度の10%を最近の金利情勢等を踏まえて廃止するものでございます。

次に第16条2の改正、町たばこ税の税率の特例でございます。旧3級品の都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲にすることに伴う町たばこ税率の改正でございます。改正の趣旨につきましては先の95条改正と同様でございます。千本について2,190円から2,495に改めます。次に附則第22条の改正でございます。東日本大震災に係る雑損控除等の特例規定でございます。雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出につきまして、大規模な災害の場合、その他やむ負えない事情がある場合に災害の止んだ日から1年を超えて3年以内に支出する費用を追加することとされました。本条の改正はこれに伴う地方条例の改正に合わせた条文の読替え規定の整備となっております。次に附則34条の新設でございます。個人の町民税の税率の特例等について、東日本大震災の復興財源に伴う税率の改正でございます。平成26年度から平成35年度までの各年度の個町民税に限り均等割りの税率は第31条第1項の規定に関わらず同項に規定する額に500円を加算した額にするものでございます。東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本震災復興基金法第2条に定める基本理念に基づいて平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策による費用の財源を確保するため臨時の措置として個人住民税の均等割りの標準税率について地方税法の特例を定めることとされたことである。

附則につきまして施行期日及び町民税、町たばこ税に関する経過措置を記載しております。以上が町税条例の一部改正についての説明でございます。宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀）それでは議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正について、補足説明をいたします。

今回の改正は平成24年度から26年度までの3ヶ年計画となります。第5期介護保険事業計画に基づき保険料の改定を行うものでございます。第4条におきまして標準保険料となります第4号、年額63,360円と改正をいたしましたものでございます。月額にいたしますと5,280円となります。また、併せて字句の整備を行いました。

以上、補足説明といたします。宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長（東 博明）議案第11号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

補足資料の新旧対照表P21をご覧くださいと思います。第2条第2項につきましては現在供用開始をしておりますフレックス事業の排水面積、同3項については排水人口について表示をしております。今回玉城第1処理分区富岡地区の供用開始がこの4

月を予定してございまして、更に面整備の完了している区域につきましても平成 25 年度に順次供用開始をいたしたいと思っております。今回、宮川流域下水道の計画排水区域全域を排水処理区域とし、人口につきましても宮川流域下水道の計画しております人口といたすものでございます。排水区域面積を排水処理面積に 190 ヘクタールを玉城町の区域内に改めまして、3 項中、排水人口を排水処理人口に 5,100 人を 13,110 人に改めるものでございます。この 13,110 人は将来行政人口を推計により算出したしまして下水道区域内外の構成率で按分したものでございます。また下水道を使用する際の排水の水質基準につきましても、下水道法施行令を準用しておりましたが数値を明確に表示すべく改正をするもので数値そのものは施行令で表示されている数字と同等でございます。15 条におきましては除外設備の設置につきましても基準に適合しない場合、設置を義務付けるものでございます。除外施設と申しますのは下水道施設への障害を除去するための必要な施設ということでグリーストラップ等の施設でございます。

第 15 条 1 項中、下水道施行令第 9 条を定めるといたしておりましたが、次に掲げるということで明確な数字を明示したものでございます。

第 1 号でございますけど、下水道法施行令で各号に定める数字ということでこれも具体的に示しておる数字でございます。但し第 4 条 4 項に規定する場合には同項に定める基準に係る数値ということでこちらにつきましては水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法によります厳しい排水基準が定められている場合は、その排水基準とするということになっております。第 2 項でございますけど、前項の規定は各号に上げる物品又は項目のうち町長が定めるものにつきましては 1 日あたり平均的な下水の量が 50 m³未満であるものには適用しないということで特に水質に大きな影響を及ぼす事業所を対象といたしまして排水量の少ない事業所は除くということでございます。16 条中、法令第 9 条 5 の次に第 1 項各号を加えるということでこれにつきましては特定事業場からの下水の排水の制限に係る水質の基準を定める条例の基準ということになっております。以上宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に 日程第 17 議案第 13 号 玉城町授産施設の設置に関する条例の廃止についてを議題と致します。

町長より 提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第 13 号 玉城町授産施設の設置に関する条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

町が小規模作業所として運営してまいりました「夢工房たまき」が、玉城町社会福祉協議会により生活介護の施設として運営されることに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）次に、日程第 18、議案第 14 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について乃至、日程第 23、議案第 19 号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議についてを一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第 14 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について、提案理由を申し上げます。

三重県自治会館組合から名称変更する三重県市町総合事務組合において、組織の一体化を図るため、退職手当の支給に関する事務を三重県市町総合事務組合へ移行し、同事務を共同処理してきた三重県市町職員退職手当組合を平成 24 年 4 月 30 日をもって解散させることについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。なお、補足は省略させていただきます。

次に議案第 15 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、提案理由を申し上げます。

前議案に関連して、三重県市町職員退職手当組合の解散に伴い、同組合の財産を処分することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に議案第 16 号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

三重県自治会館組合の名称を三重県市町総合事務組合に変更すること、共同処理する事務に常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務及び消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務を加えるとともに、これに伴う共同処理する事務の変更、組合議会の組織に関する事項の変更並びに平成 24 年 4 月 30 日をもって三重県市町職員退職手当組合が解散するため、三重県市町総合事務組合がその事務を承継することについて組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に議案第 17 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について、提案理由を申し上げます。

平成 24 年 4 月 30 日をもって三重県市町職員退職手当組合が解散し、三重県市町公平委員会から脱退することにより、共同設置する地方公共団体の数が減少することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に議案第18号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

三重県自治会館組合から三重県市町総合事務組合への名称変更及び三重県市町職員退職手当組合の脱退に伴い、三重県市町公平委員会共同設置規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

議案第19号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約を変更し、玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託を変更することについて、伊勢市と協議するため、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬） 議案第19号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議につきまして補足説明を申し上げます。

ご存じのように当町の消防に関する事務につきましては現在伊勢市に委託をいたしておりますが議案第1号の補足説明でも申し上げましたように県下全域の消防救急無線をデジタル化するについてその消防救急無線の共同整備及びその管理に関する事務を伊勢市に委託する事務の中に消防救急無線の共同整備及びその管理に関する事務につきまして伊勢市に加えるということを加えるものでございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に 日程第24 議案第20号 わたらい老人福祉施設組合規約の一部変更についてを議題と致します。町長より 提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） 議案第20号 わたらい老人福祉施設組合規約の一部変更について、提案理由を申し上げます。

平成24年4月1日より、わたらい老人福祉施設組合わたらい緑清苑において、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設するため、わたらい老人福祉施設組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。ここで10分間の休憩をいたします。

(午前 9 時 55 分 休憩)

(午前 10 時 05 分 再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。次に日程第 25 議案 第 21 号平成 23 年度 玉城町一般会計補正予算(第 5 号)乃至 日程第 34 議案第 30 号 平成 23 年度玉城町下水道事業会計 補正予算(第 3 号)を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) 議案第 21 号 平成 23 年度玉城町一般会計補正予算(第 5 号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を迎え各事業において精査を行ったものが主なもので、歳入歳出それぞれ 1 億 2 千 478 万 4 千円を追加し、予算総額を 56 億 5 千 896 万 4 千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、町税で法人町民税、たばこ税の増額などで、町税全体で 7 千 414 万 8 千円を増額しています。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金については、実績を見込み増額したものです。

地方交付税においては、3 月交付の特別交付税を見込み 3 千 900 万円を増額しています。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、精査によるものです。

国庫支出金では、国庫負担金で子ども手当の改正に伴い約 4 千万円を減額したことにより、国庫支出金全体で 3 千 815 万円の減額となっています。

県支出金では、緊急雇用創出事業県補助金の減額が主なもので、県支出金全体で 315 万 9 千円を減額しています。

財産収入以降については、サニーロード沿線の土地の売却及び道水路の不用財産を売却したことにより増額しています。

寄付金以降については、精査を行ったものです。

次に歳出の主なものについて、説明させていただきます。

総務費、総務管理費で、今後の財政需要に対応するため、財政調整基金に 2 億 7 千万円の積立を計上いたしました。

民生費では、社会福祉費で各特別会計の繰出金で約 1 千 300 万円の減額、子ども手当の改正により約 4 千 600 万円の減額、障害者福祉費で約 1 千 100 万円の増額で、社会福祉費全体で約 6 千 400 万円の減額としています。児童福祉費では、児童館、保育所の備品購入費を追加していますが、保育所の空調及び太陽光発電設備設置工事、その他改修工事の減額などにより、約 5 千 700 万円を減額しています。

衛生費及び労働費は、精査によるものです。

農林水産費では、勝田 1 号排水路の整備促進のため追加交付を受け工事請負費を増額したほか、県営事業関連負担金の増額が主なものとなっています。

商工費、土木費は、精査によるものです。

消防費では、退職者の増加による広域消防委託料の増額が主なものです。

教育費では、新年度を迎えるにあたり、必要な教材や備品の購入費用などの計上のほか精査によるものです。

また、社会教育費では、田丸城址への山桜、紅葉、松の植樹及びお城広場の補修用の原材料費を計上しています。

諸支出金では、病院の医師確保対策に要する交付税措置がなされることから病院事業会計へ約 900 万円の追加補助のほか、各企業会計への繰出金の調整を行っています。

また、事業の進捗、予算の配当時期等の関係から、やむを得ず翌年度に繰り越すため、繰越明許費を設定しています。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

次に議案第 22 号 平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 720 万 9 千円を追加し、予算総額を 15 億 3 千 921 万 8 千円とするものであります。

歳入の主なものといたしまして、共同事業交付金 354 万円の増額、雑入で 728 万 7 千円の増額であります。

歳出におきましては、保険給付費 977 万 7 千円の増額、共同事業拠出金 1 千 754 万 1 千円の減額、予備費 1 千 517 万 9 千円の増額が主なものです。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第 23 号 平成 23 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え決算見込みにより、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ 115 万 7 千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 4 千 825 万 4 千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたさせます。

議案第 24 号 平成 23 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を見込み歳入で分担金の増額、使用料の増額、繰入金等の減額で 131 万 4 千円を減額し、歳出で農業集落排水事業費等各科目を精査し、同額の 131 万 4 千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 5 千 840 万 3 千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

議案第 25 号 平成 23 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提

案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、保険給付費の減額に伴い精査を行い、歳入歳出それぞれ5千780万1千円を減額し、予算総額を9億8千983万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第26号 平成23年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ89万5千円を減額し、予算総額を2億1千41万7千円とするものであります。

補正の主なものといたしまして、広域連合の納付金の精算による減額であります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第27号 平成23年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに精査を行い、業務予定量及び予算の調整をいたすものであります。

収益的収支において、収入で3千703万7千円増の6億2千14万2千円、支出で2千633万8千円減の6億4千953万4千円とするものであります。

また、資本的収支におきましては、収入で他会計負担金4万2千円の減額と、支出で建設改良費8万3千円の減額をするものであります。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に議案第28号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査により予算の調整を行うもので、収益的収入において営業収益等で121万5千円の増額と、支出で営業費用の減額と営業外費用の増額で合わせて31万4千円を増額しようとするものです。

また、資本的収支においては、収入で分担金と繰入金で708万8千円を減額し、支出においては建設改良費で329万4千円を減額しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

議案第29号 平成23年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は事業実績をもとに精査を行い、年間予算の調整をいたすものであります。

収益的収支において、施設事業収益で255万2千円減額し3億6千783万7千円に、施設事業費用で1千628万8千円減額し、3億7千431万1千円とするものでございます。

また、資本的収支におきましては、収入で他会計補助金 727 万 8 千円の減額と、支出で建設改良費 1 千 5 6 1 万 3 千円の減額をするものであります。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に議案第 30 号 平成 23 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査により収益的収支の収入で営業収益の使用料で 160 万円の減額と営業外収益において 2 千 569 万円の増額、合わせて事業収益で 2 千 409 万円の増額、支出では営業費用の増額と営業外費用の減額など、合わせて 40 万 4 千円を減額しようとするものです。

また、資本的収支においては、収入で企業債と補助金の減額と負担金の増額で 1 千 596 万 6 千円の減額、支出で建設改良費 1 千 596 万 6 千円を減額しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）副町長 中郷 徹君

○副町長（中郷 徹）議案第 21 号 平成 23 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀）それでは生活福祉課が所管いたします 3 議案について補正予算の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 22 号 平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について補足説明をいたします。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 25 号 平成 23 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について補足説明をいたします。

（予算書朗読方々説明する）

議案第 26 号 平成 23 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について補足説明をいたします。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間宏紀）それでは産業振興課が所管いたします議案第 23 号 平成 23

年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。
（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長（東 博明）上下水道課が所管いたします議案第24号、28号、30号につきまして補足説明を申し上げます。まず、議案第24号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。
（予算書朗読方々説明する）

続きまして議案第28号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。
（予算書朗読方々説明する）

続きまして議案第30号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。
（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）病院老健事務局長 小林一雄君

○病院老健事務局長（小林一雄）それでは所管をいたします2議案の補足説明をいただきます。まず、議案第27号 平成23年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。
（予算書朗読方々説明する）

続きまして議案第29号 平成23年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。
（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。ここで10分間の休憩をいたします。
（午前11時06分 休憩）
（午後11時16分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。次に日程第35 議案第議案第31号 平成24年度玉城町一般会計予算ないし日程第45 議案第41号 平成24年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
○町長（辻村修一）議案第31号 平成24年度玉城町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成24年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額48億8千万円の予算となっています。平成23年度は保育所の空調及び太陽光発電設備の設置、下外城田小学校校舎の増築な

どにより予算規模が大きくなっていましたが、本年度は役場庁舎の耐震改修事業を実施しますが、前年度と比較して1億6千500万円減、率にして3.3%減の予算となっています。第5次総合計画の2年度目であり、「だれもが安心して元気に暮らせるまち、ふるさと玉城」をキャッチフレーズにまちづくりをさらに展開していきたいと考えています。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。

町税全体では、法人町民税、たばこ税の伸びにより前年当初比較で4千896万円増、率にして2.6%増を見込み19億660万8千円を計上しました。

地方譲与税・各種交付金は、国の地方財政計画に基づく増減を計上しており、地方交付税は町税の伸びなどから、前年度より2千500万円減の10億9千万円になると試算をしています。

分担金負担金では、広域で実施していますファミリーサポートセンター事業受入金の新規計上など、全体では2.0%増加しています。

使用料手数料では、町営住宅使用料の減少等により3.7%減少しています。

国庫支出金は、子ども手当の改正、保育所の空調及び太陽光発電設備に対する補助金、小学校の増築に対する補助金などの減少により国庫支出金全体で、2億5千317万6千円の減少となっています。

県支出金は、民生費県負担金、商工費県補助金で緊急雇用創出事業県補助金などの増により、県支出金全体で3千10万7千円増加しています。

繰入金では、役場庁舎耐震化事業及び下水道事業への繰出金などの財源として財政調整基金から4千500万円、住民生活に光を注ぐ交付金の事業を行うため積み立てた地域活性化対策事業基金から1千322万円の繰り入れのほか、各種基金からの繰り入れを行い4千669万5千円の増額となっています。

諸収入では、保健衛生収入、消防費収入の増加により1千163万1千円増加しています。

町債では、役場庁舎の耐震化事業の緊急防災・減災対策事業債9千260万円の新規計上のほか保育所、学校関係の各事業債の減額などにより1千660万円減額としています。続きまして、歳出の説明を申し上げます。

歳出の性質別区分では、人件費で6.9%減の8億9千20万2千円、扶助費では、子ども手当の改正による減額が主なものであり全体では8.9%減の5億8千233万6千円となりましたが、子ども手当以外の給付費は10.8%増の2億8千473万6千円となっています。

投資的経費では、本年度の主な建設事業としまして、役場庁舎の耐震化事業、外城田保育所太陽光発電設備設置事業、社会資本整備総合交付金事業として町道中楽朝久田線、小社岩出線他の道路改良工事、町単独事業のJR横断水路の流末排水整備工事、外城田小学校講堂の空調整備事業のなどであり、昨年度は保育所の空調及び太陽光発電設備整備、小学校の増築などがあったため15.4%減の5億7千203万9千円となっています。

公債費については1.7%減の4億9千72万9千円となり、ここ数年減少を続けていま

す。

「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」の実現のため、従来からの取り組みを継続しています。また、今回の予算で、新たな取り組みとして、まず「安心安全の町づくり」のため、役場庁舎の耐震化事業、要援護者支援台帳の整備補完、橋梁長寿命化修繕、木造住宅耐震化の推進、防災訓練の実施、防災行政無線機器の更新、県の防災行政無線整備負担金、消費者保護のため消費者専門相談員の設置、学校連絡網システム、医師確保のための病院事業会計繰出し金、住民生活に光を注ぐ交付金を受けて、スクールカウンセラーの設置などの予算を計上しています。

次に「元気に暮らせる町づくり」のため、健康調査アンケートの実施、ICT事業関連予算、元気バス運行事業による外出支援、健康しあわせ委員による健康推進活動、各地域で健康づくりへの取り組みの推進、乳がんのミドル検診、30代検診の実施など予防医療に取り組む予算を計上しています。

「活気あふれるまちづくり」のため、にぎわいまちづくり促進事業、玉城の魅力発掘・発信事業の新規計上のほか、基幹産業である農業に対して、県営事業をはじめとする基盤整備、ソフト事業の地産地消推進事業、食料自給率向上対策事業補助などを行い、支援していきます。そして「ふるさと玉城」更なる発展のため、地域の絆の再生のための地域助成活動を始め、地球温暖化防止の一環として、防犯灯のLED化、保育所への太陽光発電設備設置、家庭用太陽光発電システム設置補助、ごみの減量化、リサイクルの推進を行い、文化資産活用のため、田丸城跡整備計画作成委託料を新規に計上し、城山整備を進めていきます。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

次に議案第32号 平成24年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成21年度の医療費は対前年比15.4%と大幅な増加となりました。平成22年度は、5.1%増加し、平成23年度はさらに約5%の伸びを予測しております。

医療保険者に対する糖尿病等に着眼した特定健診・特定保健指導に積極的に取り組み、さらなる医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。

さて、予算の概要については、平成23年度の決算見込みを基に、予算計上をいたしました。

また、一般会計からの法定外繰り入れを行いながら国保料の値上げの抑制に努めたところでございます。

歳入歳出とも、予算総額15億5千217万5千円とし、前年度と比較しまして、9千803万9千円の増加となっております。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第33号 平成24年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

提案理由を申し上げます。

平成 24 年度は、歳入歳出予算総額を 212 万 7 千円とし、前年度対比 145 万 8 千円の減額となっております。この減額の内容は、歳出では地方債元金償還金と地方債利子償還金の合計額 145 万 8 千円の減額によるものです。歳入につきましては、貸付金元利収入の減額が主なもので、これは償還対象者の人数減少によるものです。

なお、補足は省略させていただきます。

次に議案第 34 号 平成 24 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

アスパア玉城は、平成 4 年 6 月に温泉湧^{ゆうしゅつ}出、平成 8 年に中山間地域資源活用整備事業により現在の温泉施設「ふれあいの館」を整備し、順次ふるさと味工房、米工房、周辺公園整備を図ったところであり、温泉施設は、15 年を経過し、開業以来、町内はもとより、周辺地域の方々にも広くご利用をいただき本年 1 月 23 日に入浴者数 140 万人を達成いたしました。

しかしながら、昨今、近隣の地域でスーパー銭湯が開業されるなどにより、利用者数が減少の傾向にあります。

このような状況のなか、経済対策事業により施設改修整備を図ったところですので、今後さらにふるさと味工房アグリとも連携を図りながら、利用者数の増加につながるよう努めてまいります。

また、アスパア玉城全体を集客交流振興施設、地域福祉施設として町民の皆さんにもご利用いただけるよう創意工夫を凝らし、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

さて、予算の概要については、アスパア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出予算総額を 5 千 138 万 3 千円といたしました。

その主なものとして歳入では、ふれあいの館入浴者数を年間 7 万 6 千 817 人、日平均 247 人を見込み 使用料 2 千 526 万 7 千円、雑入 402 万 1 千円、一般会計繰入金 2 千 109 万 4 千円を計上いたしております。

また、歳出では、管理運営費でふれあいの館を含むアスパア玉城全体の管理運営、各種イベント開催に伴う経費、総額 5 千 88 万 3 千円及び予備費 50 万円であります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたさせます。

次に議案第 35 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

農業集落排水事業は、計画の 3 地区すべてが供用開始しており、平成 22 年度より維持管理が主体の事業となっております。

平成 24 年度の予算といたしましては、歳入歳出予算総額を 5 千 757 万 1 千円とし、歳入で主に使用料、繰入金を見込み、歳出では、宮古地区、岩出・中角地区、及び三郷・昼田地区の汚水処理場の維持管理経費、償還金等を計上いたしております。
なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に議案第 36 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

平成 24 年度の予算は、議案第 10 号でご提案いたしましたとおり、第 5 期介護保険事業計画に基づき予算編成を行ったものであります。

予算の概要は、歳入歳出予算総額を 10 億 5 千 287 万 3 千円とするもので、前年度と比較して、1 千 166 万 1 千円の増加となっています。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第 37 号 平成 24 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の概要は、歳入歳出予算総額を 2 億 2 千 288 万 1 千円とするもので、前年度と比較して、1 千 237 万 6 千円の増加となっています。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第 38 号 平成 24 年度玉城町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

自治体病院を取巻く環境は、医療保険制度の改定で、医療費抑制が加速されるなど今後益々厳しくなっていく状況にあります。さらに地方における小規模病院での勤務医師不足、看護師不足の顕在化など、その確保が困難となるなど医療環境が激変しています。

そのような中、当院は、保健・福祉・介護の拠点施設として、関係機関と連携し、特に高齢化社会に対応した「地域包括医療・ケア」治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉介護サービスを総合的に展開する

全人的医療ケアを実践しているところであります。

本泉院長のもと、職員一同一体となり、患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる合理化、健全経営に努めてまいりたいと考えております。

さて、平成 24 年度の予算の概要につきましては、外来患者総数は、1 日 117.0 人、年間延べ 2 万 8 千 548 人を予定し、また、入院患者数につきましては、一般病床・療養病床合わせまして年間延べ患者数を 1 万 6 千 425 人、病床利用率 90%といたしました。

収益的収支でございますが、事業収益 5 億 7 千 928 万 2 千円、事業費用 6 億 8 千 15 万 5 千円を計上いたしました。

資本的収支の収入につきましては、1 千 753 万 4 千円、支出は 2 千 755 万 2 千円で、

不足する額1千1万8千円は過年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に議案第39号 平成24年度玉城町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

水道は、日常生活や社会経済活動を支える重要な役割を果たしておりますが、生活様式の変化などにより水道に対する需用も変化してきております。

このような状況の中、さらなる管網の整備、施設耐震化計画の策定業務、下水道事業の管渠工事に伴う配水管移設工事を予定し、より安心安全な飲料水の提供に努めて参りたいと存じます。

さて、平成24年度の予算における収益的収支は、収入で3億1千706万8千円、支出で2億6千542万2千円を予定し、収入のうち営業収益の給水収益で、年間給水量を216万3千立方メートルを見込んで、3億1千200万円を計上しております。また、営業外収益では雑収益など231万7千円を計上いたしました。

支出におきましては、営業費用で2億3千101万5千円と、営業外費用で2千140万7千円、特別損失300万円及び予備費として1千万円を計上しており、収支差額 5千164万6千円の経常利益を見込んでおります。

次に、資本的収支につきましては、収入で分担金、繰入金を合わせ2千492万円を見込み、支出では、配水管移設工事費等を含めた建設改良費と固定資産購入費及び償還金を合わせて1億3千794万7千円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する額、1億1千302万7千円につきましては、繰越利益剰余金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に議案第40号 平成24年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

この事業におきましては、先の病院事業にて申しあげました「地域包括医療・ケア」における介護・在宅サービス部門であり、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組み、そして、平成23年度に実施した施設の設備改修によりさらなる住民の皆様に必要とされる施設となるようサービスの向上を図り、年間を通じて経営の安定化に努めてまいります。

さて、平成24年度の予算の概要につきましては、短期を含む施設利用者数を年間1万8千68人、通所リハビリ利用者数 年間5千526人、訪問看護利用者数 年間4千165人、訪問介護利用者数 年間5千833人、居宅介護支援利用者数 年間2千124人を予定いたしました。

収益的収支でございますが、事業収益3億7千738万6千円、事業費用3億9千664万1千円を計上いたしました。

資本的収支の収入につきましては、750万7千円、支出は1千886万8千円で、不足する額1千136万1千円は過年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に議案第41号 平成24年度玉城町下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

下水道は、生活環境の改善、公共水域の水質保全に必要な不可欠な生活基盤の根幹を支える重要な施設であります。

宮川流域下水道事業による幹線工事の完成が目前となっており、一部の地域に供用開始を予定し、さらに本年度は、すでに面整備工事が完成している区域の供用開始を優先的に進めるため、マンホールポンプ等機械電気設備の設置を重点的に行い、合わせてこれから整備を行う区域の調査及び実施設計を順次進めていきたいと考えております。

さて、平成24年度の予算における収益的収支は、収入で9千532万6千円、支出で1億5千744万2千円を予定し、収入のうち営業収益の下水道使用料で、年間総排水量を50万8千5百立方メートルと見込んで、5千85万円を計上しております。また、営業外収益で補助金、消費税還付金など4千439万円を計上いたしました。

支出におきましては、営業費用で処理場費、減価償却費など1億860万7千円と、営業外費用で4千883万4千円を計上しております。

次に、資本的収支につきましては、収入で企業債、補助金及び負担金等を合わせて、7億7千570万7千円を見込み、支出では委託業務、工事請負費、宮川流域下水道事業負担金などを含めた建設改良費と償還金及び国庫補助金返還金を合わせて、7億7千570万7千円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）副町長 中郷 徹君

○副町長（中郷 徹）議案第31号 平成24年度玉城町一般会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

以上、商工費まででございます。

○議長（風口 尚）昼食のため1時10分まで休憩いたします。

（午後 0時13分 休憩）

（午後 1時10分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。休憩前に引き続き補足説明を続けます。

副町長 中郷徹君

○副町長（中郷 徹）それではP67 土木費から続けてお願いをいたします。

（予算書朗読方々説明する）

○生活福祉課長（林 裕紀） それでは生活福祉課が所管いたします予算の補足説明をさせていただきます。議案第 32 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計予算の補足説明をいたします。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして議案第 36 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計予算の補足説明をいたします。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして議案第 37 号 平成 24 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をいたします。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間宏紀） 産業振興課が所管いたします議案第 34 号 平成 24 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について補足説明を申し上げます

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚） 上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長（東 博明） 所管いたします 3 議案につきまして補足説明を申し上げます。まず議案第 35 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして議案第 39 号 平成 24 年度玉城町水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして議案第 41 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 小林一雄君

○病院老健事務局長（小林一雄） 所管いたします 2 議案について補足説明をいたします。

まず議案第 38 号 平成 24 年度玉城町病院事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして議案第 40 号 平成 24 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算の補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(風口 尚) 以上で、提案理由の説明は終わりました

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

来る、8日は、午前9時から本会議を開き町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2 時 08 分 散会)